特別な指導について

呉市立昭和北中学校

安全・安心な学校生活を送るため、また、生徒の希望進路を実現させるために、万が一次のような行動があった場合は、特別な指導を行います。

問題行動	指導規程
無断遅刻	・2回目以降,学年教員で指導し,保護者と連携する。
	・月5回以上は保護者連携を通して、改善策を検討する。
授業妨害	・別室にて指導・事情聴取を行う。指導記録表を記入する。
(私語や立ち歩き等)	・本人を指導後、保護者と連絡を図り、家庭での指導と協力を求める。
エスケープ	* 改善が見られない場合や目に余る場合は、別室での特別な指導を行う。
頭髪違反等	・保護者に連絡及び協力を求める。
	・染色等を直した後、再び色が目立ってきた場合、すぐに直させる。
	・化粧についてはすぐに落とさせる。難しい場合には、保護者に協力を求め、改
	善させる。
	* <u>原則</u> ,髪型や染色・化粧等については,教室にあげず別室での指導を行う。
	* 指導が入らず、改善が見られない場合には、保護者に来校を求める。
服装違反	・着替え等を要する違反は保護者に協力を求め、改善させる。
	・1日に何回も指導される生徒は、放課後、学年教員の指導を受ける。
	・度重なる場合は保護者に来校を求め、家庭での指導と協力を求める。
	*目に余る服装違反については、保護者と連携を行い、協力を求める。
携帯電話等	 ・学校で預かり、保護者に連絡後、家庭での指導と協力を求め、保護者に直接手
	渡す。*別室での特別な指導を行い、事情聴取をする場合もある。
タブレット	・タブレット使用のきまりに違反する行為や先生の許可なしに使用があった場合
	は、学校で預かり、保護者に連絡後、家庭での指導と協力を求め、保護者に直
	接手渡す。1回目注意⇒2回目一時預かり⇒3回目複数の教員による指導
	・2回目以降は保護者に来校を求め、家庭での指導と協力を求める。
不要物・間食 (ガム・アメ等)	・その場での指導と持ち物の確認後、返却するか学校で処分して良いかを保護者
	に確認する。返却は保護者に限る。
	* 改善が見られない場合には、別室での特別な指導を行う。
万引き, 飲酒, 喫煙	<関係機関に補導された場合>
等の触法行為で	・保護者に迎えに行ってもらう。保護者がどうしても迎えに行けない場合は教職員が
関係機関からの補導	迎えに行き、学校で事実確認等を行う。保護者に来校を求め、家庭での指導と協力
や校内での発覚	を求める。別室での特別な指導を行い、反省が十分と判断されたら授業に入れる。

問題行動	指導規程
非常ベルのいたずら	・全校生徒を避難させ、誤作動・いたずら等の確認を行う。
	・いたずらの場合、保護者と連絡を図り、家庭での指導と協力を求める。
	* 当人不明の場合、情報収集を行った後、指導を行う。度重なる場合は、別室での
	特別な指導を行い保護者に来校を求める。
	・故意による破損は学年教員で指導するとともに保護者に来校を求め、破損状況
器物破損	の確認の後、弁償・現状復帰を求める。
落書き	* 当人不明の場合、情報収集を行った後、指導を行う。なお、重大な場合は、警察
	に届け出る。
生徒間暴力	① 事情聴取後、保護者に来校を求める。確認後、本人・保護者ともに被害生徒の
	家又は学校で謝罪の会を行う。
	② 別室での特別な指導を行い、指導記録表を記入し、反省が十分と判断されたら
	授業に入れる。
	③ 観察結果により、再発防止の観点から、必要に応じて、教室・別室での特別な
	指導を行う。
	* 悪質な場合や暴力行為が重なった場合は、警察への通報もあり得る。
	① 事情聴取後、保護者に来校を求める。確認後、本人・保護者ともに被害教職員
	に謝罪する。
対教職員暴力	② 別室での特別な指導を行い、指導記録表を記入し、指導反省が十分と判断され
(暴言も含む)	たら授業に入れる。観察結果により、再発防止の観点から、必要に応じて、教
	室・別室での特別な指導を行う。
	*悪質な場合や暴力行為が重なった場合は、警察への通報もあり得る。
いじめ	・双方及び周りの生徒から聞き取り調査を行い、事実確認を行う。確認後、加害
	生徒の保護者に来校を求め、説明する。
	・加害生徒・保護者ともに被害生徒の家又は学校で謝罪の会を行う。
	・反省が十分と判断されたら授業に入れる。
	*悪質な場合やいじめが収まらない場合は、重大事案として関係機関との連携や警
	察への通報もあり得る。
他校へ訪問	・教職員が本人を引き取り、学校へ連れて帰る。
	・事情等を確認し、指導する。
	・保護者と連携し、再発を防止する。

※みんなが安心して授業を受けられ、学校生活を送れるように教職員の指導には従いましょう。

